

郵送のみ受付

世田谷区1か月児健康診査費用助成制度のご案内

世田谷区では、新たに1か月児健康診査に要した費用の一部を助成する事業を開始します。

なお、国の通知に伴い、ご案内の内容に変更が生じる可能性がありますので、最新の情報を必ず「区ホームページ」でご確認ください。



区HPはこちら

1 助成対象者

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 世田谷区に住民登録のある方
※世田谷区から転出した場合でも、受診した日に世田谷区に住民登録があれば対象となります。
- (2) 令和6年4月1日以降に出生後、生後27日を超え、生後6週に達しない乳児（生後5週6日まで）

2 申請期限

出産した日から1年以内（お子さんが1歳の誕生日を迎える前日まで）【必着】

3 助成の対象

母子健康手帳（親子健康手帳）にある「1か月児健康診査」の内容になります。

- ★次に該当する場合は、助成対象になりません。
- 1 保険が適用された費用・治療のための費用
 - 2 複数回受診した場合の費用

※1か月児健康診査時に行ったビタミンK₂シロップ投与についても該当します。

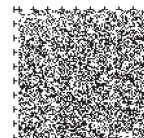
4 助成上限額

4,000円

※上限額よりも健診費用が高額の場合、差額は自己負担となります。

※上限額は受診する年度によって今後変更が生じる場合があります。

裏面あり



5 手続きに必要な書類 のチェック欄でご確認後、ご提出をお願いいたします。

チェック欄

- (1) 母子健康手帳（親子健康手帳）の健康診査欄のコピー
 - ・「1 か月児健康診査」欄のコピー
 - （R5年度に発行された母子健康手帳（親子健康手帳）の場合はP20～21）

- (2) 世田谷区1 か月児健康診査費用助成金申請書兼口座振替依頼書
 - ・申請者は乳児の保護者の方になります。
 - ・訂正する場合は、修正液、修正テープは使用せず、二重線で消してください。
 - ・消えるボールペンは使用できません。

- (3) 医療機関が発行した領収書のコピー
 - ・国外の医療機関で健康診査を受診した場合は、申請者があらかじめ当該領収書の全ての記載内容を日本語に翻訳した資料を添付の上、申請してください。健康診査等費用助成金額は申請書を受け付けた時点の為替レートで換算します。
 - ・健診費用が含まれる領収書が分からない場合は、医療機関等にご確認の上、ご提出ください。

※原則返却しません。

- (4) 医療機関が発行した明細書のコピー
 - ・上記領収書と一緒に医療機関が発行した明細書のコピー

※原則返却しません。

6 提出（郵送）先・問い合わせ先

「母と子の保健バッグ」に同封されている「返信用封筒」を用いて、
郵送にて提出してください。

※返信用封筒が見つからない場合は、以下送付先まで郵送してください。

〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1 城山分庁舎
世田谷保健所健康推進課 1 か月児健康診査費用助成担当
TEL 03-5432-2446 FAX 03-5432-3102